

沖縄市立学校給食センター食物アレルギー対応

食物アレルギー対応事業 面談資料（学校・保護者用）

対応内容

沖縄市学校給食における食物アレルギー対応実施要綱第4条より

- (1) アレルギー詳細献立表を提供する。（原材料・調味料が明記された献立表）
- (2) 完全弁当持参を行う。（アレルゲンの種類が多いため、学校給食を食べることができない場合、又はアナフィラキシー症状が重い場合）
- (3) 一部弁当持参を行う。（食べられない献立が多い場合など、家庭から一部弁当持参）
- (4) 牛乳停止を行う。
- (5) 除去食の提供を行う。（除去食はアレルゲンの組み合わせによって提供されないことがあります）

除去対象アレルゲン

卵 乳 エビ カニ イカ タコ ゴマ



別表第1※で定めるアレルギー症状の誘発の原因となりにくい調味料・だし・添加物については、除去しないものとする。
（参照：学校給食における食物アレルギー対応指針/文部科学省）

別表第1（※）

原因食物	除去する必要のない調味料・だし・添加物
鶏卵	卵殻カルシウム
牛乳	乳糖・乳清焼成カルシウム
小麦	しょうゆ・酢・みそ
大豆	大豆油・しょうゆ・みそ
ゴマ	ゴマ油
魚類	かつおだし・いりこだし・魚しょう
肉類	エキス

除去対象料理

和え物（サラダ・フルーツ和え含む）

煮物（カレー・汁・麺類含む）



炒め物

汁物 など

複数の料理にアレルゲンが含まれる場合は、原則、主となる料理の一品からアレルゲンを除去して提供する。

対応開始にあたっての注意点

- ◆ 面談より約2週間で決定通知書をお渡しします。決定通知をもって対応を開始し、対応開始度の3月31日まで有効となります。年度の途中で変更や中止を希望する場合は別途申請が必要です。
- ◆ 除去食対応は、家庭で完全除去をしている児童生徒が対象です。教室でアレルゲンを含む献立（基本食）を一切食べないようにしてください。（おかわり注意）
- ◆ 自己管理とは、自己管理アレルゲン（対象アレルゲン以外）を含む献立を食べるかどうかを本人と保護者で管理します。
- ◆ 提供除去食に除去対象アレルゲンと自己管理アレルゲンが含まれる際は、誤食・誤配を防ぐため、また安全性を考慮して除去食の提供はありません。
（除去食はアレルゲンの組み合わせによって提供されないことがあります。）
- ◆ 食べられない献立があっても給食費の減額はございません。
（ただし、牛乳停止また給食停止は減額の対象となります。）
- ◆ 毎月のアレルギー詳細献立表は、保護者と児童生徒で使用食材を十分に確認し自己管理能力を高めるとともに、誤食の事故がないよう細心の注意を払いましょう。